

■報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道において発生した人身事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2の規定に基づき、専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町 大井川・西土佐線
概 要	平成24年7月16日午後5時20分頃、被害者が町道大井川・西土佐線をランニング中、道路脇斜面から落石があり左下腿及び右足首付近を負傷させたもの
専決処分日	平成24年8月29日
賠償金額	19,160円
相手方	住所 (略) 氏名 (略)